

■概 要

R 5 財援監査における（公財）東京都歴史文化財団に対する指摘を受け、都及び関係団体の補助金等事業における消費税の取り扱いの適正化を図る。

■指摘内容／R 5 財援監査

- 助成対象経費に消費税相当額を含めて交付している場合、助成対象事業者が仕入税額控除を受けたとき、**助成対象経費に含まれる消費税等を実質的に負担していない**ことになるため、その控除額に含まれる助成金額を返還する必要がある。
- 助成対象事業者が助成対象経費中の消費税について**確定申告で仕入税額控除を行う可能性がある場合は**、返還に関する手続規定を助成金交付要綱等に定めなければならない。
- 財団が行っている各種助成等事業では交付要綱等に該当規定がなく、局は財団から交付要綱制定についての協議を受けていながら、看過し要綱を承認している。財団は、助成金交付要綱等において**助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定められたい**。局は、財団に対して適切に指導されたい。

<10/10補助の場合>



控除される消費税相当額（10万円）は
実質的な負担がない = 返還が必要

※共催分担金についても、支出先の団体が、補助金同様『非課税収入』として税務処理している場合は、返還の必要が生じ得る